

教員 各位

授業（ゼミを含む）及び授業に関連する学外活動について

危機対策本部

非対面授業に移行し、授業は例外科目を除きオンラインとなりました。先生の中には、2～4年生ゼミでの研究や卒論指導及び授業の関連で、学外での活動を検討していた方がおられるかと思えます。コロナ禍における年度内の活動については、下記の考えかたと方法に基づき対応させていただきます。

記

1. 学外活動についての基本的な考えかた

危機管理指針レベル3の授業はオンラインで実施することとされていることから、学外での活動は原則行わないこととします。学外者の授業への参加が必要な場合（講話やインタビュー等）は、Zoomミーティング等で行ってください。

また、学外での活動を伴う指導内容を予定している場合は、代替の方法を検討してください。

2. 研究や卒論指導等及び授業の内容からやむを得ず学外活動が必要であると判断した場合の対応方法

学部長を通じて、事前に危機対策本部会議に諮ります。検討の結果、認められた学外活動のみ行うことができます。

危機対策本部に諮る際、以下の内容で資料「活動の詳細な内容」を準備してください（様式は自由）。

- ① 学外活動と授業との関係
- ② 学外活動について、学生に対する参加意向の確認状況
（併せて、保証人が了承していることを確認）
- ③ 参加を望まない学生がいる場合はそれを認め、欠席とせず授業内容を保障する方法（Glexa、Zoomの活用、道具等の送付等）と内容
- ④ 参加する学生の体調管理状況
- ⑤ 学外活動の詳細
 - ・学外活動の実施場所
 - ・学生が、何をどのように行うのかなどの具体的な動き
 - ・学外者との接触がある場合の内容と方法
- ⑥ 感染防止対策の詳細
 - ・移動時の対策
 - ・活動場面での対策

3. 教員の留意事項

これから入試シーズンに入ります。入試日程の2週間前の期間は、引率を伴う学外活動はしないでください。活動に関わる者に感染者や濃厚接触者が発生した場合、教員は自宅待機等となり入試業務に支障を来します。

4. 認められた学外活動の手続き

- ① 授業（ゼミを含む）の一環で、学外活動を学生と教員が一緒に行う場合
「引率届」「活動の詳細な内容」「学外での活動に関するチェックリスト」を学生課に提出してください。
 - ② 授業と関連する学生のみでの学外活動の場合
「学外活動届」「活動の詳細な内容」「学外での活動に関するチェックリスト」を学生課に提出してください。
- ※「活動の詳細な内容」は、危機対策本部会議に提出した資料でよろしいです。

以上